経営統合の検討に関する基本合意書の締結について

2019年5月29日



株式会社日本触媒 代表取締役社長 五嶋祐治朗



三洋化成工業株式会社 代表取締役社長 安藤孝夫

目次

- I 統合の目的
- Ⅱ 統合によるシナジー
- Ⅲ 統合スキーム等

I 統合の目的

経営統合の意義

理念/社是

中計

事業

基礎化学品



機能性化学品



新規事業創出

日本触媒

TechnoAmenity

私たちはテクノロジーをもって人と 社会に豊かさと快適さを提供します

新生日本触媒2020NEXT

人の暮らしに新たな価値を提供する 革進的な化学会社

> アクリル事業 EO事業 吸水性樹脂(SAP)事業 など

電子情報材料事業など

高機能な リチウムイオン電池電解質 化粧品素材など

理 念 等 の 親

三洋化成

企業を通じてより良い社会を建設しよう

New Sanyo for 2027

全従業員が誇りを持ち、働きがいを 感じるユニークでグローバルな高収 益企業に成長し、社会に貢献する

> SAP事業 PPG事業 など

> > 潤滑油添加剤 永久帯電防止剤 など

新型リチウムイオン電池 化粧品素材など

和性が高

U

経営統合への想い

「もっと・・・」を願う人々の気持ちに応える製品・サービスの 創出を通じて、持続可能な社会の創造や社会課題の解決に取り組み、 人と社会に豊かさと快適さを提供する

事業



Chemical

基礎化学品の製造と、それらを原料にした NIPPON 高度な機能性化学品、環境・触媒製品 SHOKUBAI

約3,000種類に及ぶ

高機能なパフォーマンスケミカル製品



両社の強みや企業文化を活かし相乗効果を発揮





テクノロジーをもって人と社会に 豊かさと快適さを提供する





社会に貢献するユニークなグローバル企業を 目指す



触媒,高分子,有機合成技術





界面活性制御技術



Ⅱ 統合によるシナジー

シナジー実現に向けた基本戦略

1. 事業基盤の強化

3.

■ 両社の経営基盤を統合することで、技術 面・コスト面の統合効果を実現する

ポートフォリオの多角化

- 両社の事業を組み合わせ、両社の取組む事業の多角化を実現する
- 一方で、多角化された事業についても絶えず選択と集中の観点から検討を行い、 強みのある事業を複数育成する

2. 規模拡大による競争力、収益力強化

■ 新興国での化学品需要を取り込みながら、 コストダウン等を追求し、既存事業で更なる 成長を果たす

4. 新規事業開発の加速

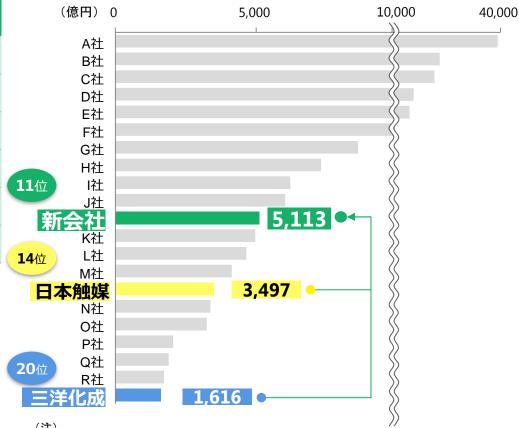
■ 両社経営資源を注力分野に集中投下することで、早期の収益貢献を目指す

1 事業基盤の強化

新会社のポジション:国内有数の機能性化学品メーカーに

(億円)

| | 日本触媒 | 三洋化成 | 単純合算 |
|--------|-------|-------|-------|
| 売上高 | 3,497 | 1,616 | 5,113 |
| 営業利益 | 261 | 129 | 390 |
| 経常利益 | 331 | 152 | 483 |
| 営業CF | 312 | 146 | 458 |
| 従業員(人) | 4,276 | 2,078 | 6,354 |
| 研究開発費 | 129 | 56 | 185 |



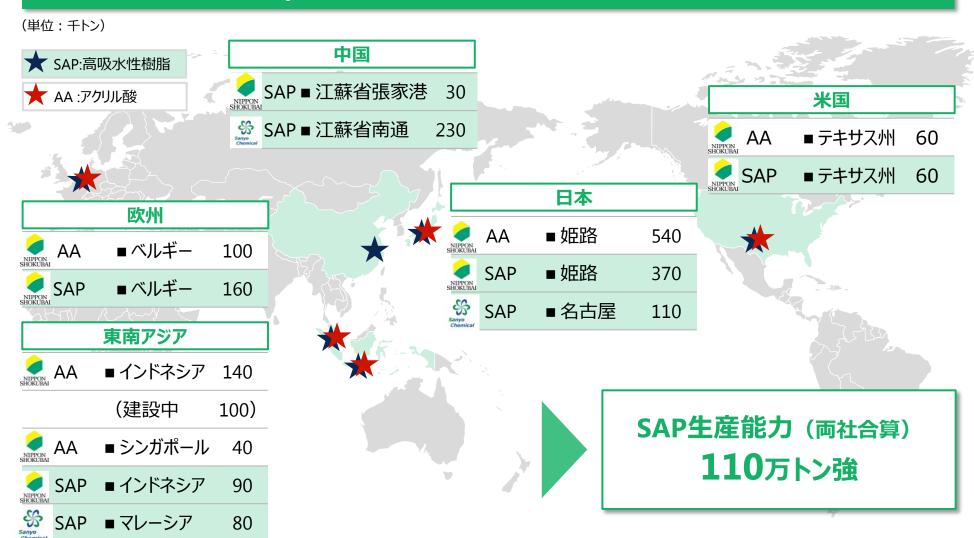
売上高

- 1 成長事業にリソースを積極投入
- 2 品質向上、コスト削減等の実現

- (注)
 - 各社直近年度の開示資料より、東証33業種にて化学業種の内、エネルギーや繊維、食 品、樹脂加工など化学品以外の商品の構成比が高い企業は対象から除外し、化学品 メーカー上位20社のランキングを作成
 - 日本触媒および三洋化成については、2019年3月期決算短信数値を一千万単位にて四 捨五入して表示

2. 規模拡大による競争力、収益力強化

生産拠点(AA/SAP):世界の主要市場に対する供給拠点を確保



2. 規模拡大による競争力、収益力強化

その他の生産拠点(日本・アジア):新興国の需要の伸びに対応する



3. ポートフォリオの多角化

統合後、選択と集中を行い、強みのある事業を複数育成

ポートフォリオのイメージ

事業の方向性

■ 技術面・コスト面のシナジーを追求し、新興国の需要を取

り込み、引き続き事業拡大を図る

■ 重点/新規分野への投資キャッシュの源泉となる

酸化エチレン及び界面活性剤

AA/SAP

高機能化学品

- モビリティー関連
- エレクトロニクス関連
- 生活産業関連

■ 製品群を再編し、ベストな事業体制を構築し、価値ある 機能・ソリューションを顧客に提供する

新規注力分野

- エネルギー材料(電池等)
- ヘルスケア (メディカル含)
- 化粧品素材

■ リソース統合による合理化を実現すると共に注力分野ヘリ ソースを集中投入する

4. 新規事業開発の加速

経営資源を注力分野に集中投下

両社の新規分野の取組例

新エネ(電池等)



新型リチウムイオン電池を開発 量産を準備

化粧品素材

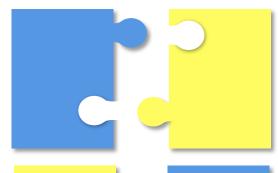


自社製品および技術を活用した 素材開発 天然系化粧品素材メーカー等 との提携

ライフサイエンス



シルクエラスチン、 新規医薬品(DDS) 関連素材の開発



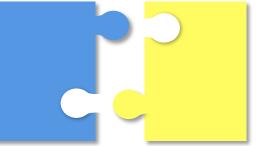


高機能なリチウムイオン 電池電解質の上市 (イオネル®, LiFSI)





化粧品素材・末端化粧品 の開発

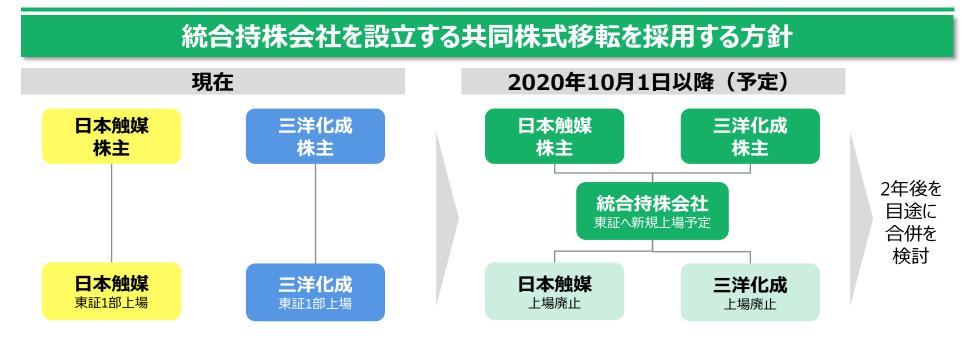




ペプチド医薬、DDS化、核酸医薬分野での一貫した創薬支援 サービスの提供

Ⅲ 統合スキーム等

経営統合の要旨



今後のスケジュール(予定)

| 基本合意書の締結 | 2019年5月29日(本日) |
|-------------------|----------------|
| 最終契約の締結 | 2019年12月(予定) |
| 日本触媒及び三洋化成の定時株主総会 | 2020年6月(予定) |
| 共同株式移転の効力発生 | 2020年10月1日(予定) |

※なお、今後手続きを進める中で、手続き上の必要性その他の事由により、必要な場合には両社協議のうえ、日程を変更する可能性があります。

経営統合後の状況

| 商号 | 今後両社にて協議の上に決定 |
|-------------------|--|
| 本社所在地 (効力発生時点) | ① 大阪本社 : 大阪市中央区高麗橋四丁目1番1号② 東京本社 : 東京都千代田区内幸町一丁目2番2号 |
| 本店所在地 | 登記上の本店 : 京都市東山区一橋野本町11番地の1 |
| 株主還元方針 | 適切な内部留保水準に配慮しつつ、中長期的な配当水準の向上を目指す |
| 機関及び役員 | ① 機関:監査役会設置会社、任意の指名・報酬委員会を設置② 代表取締役:統合持株会社の当初の代表取締役は、下記の通り 代表取締役会長 三洋化成の代表取締役社長 代表取締役社長 日本触媒の代表取締役社長③ 取締役・監査役・執行役員は今後協議の上に決定 |
| 従業員の人事 及び処遇 | 適材適所、かつ、出身にとらわれない公平・公正な処遇 |
| 株式移転比率 | 両社にて協議・検討の上で最終契約において定める方針 |

「もっと・・・」を願う人々の気持ちに応える製品・サービスの創出を通じて、 持続可能な社会の創造や社会課題の解決に取り組み、 人と社会に豊かさと快適さを提供する





注意事項

本資料には、上記の株式会社日本触媒及び三洋化成工業株式会社間の経営統合の成否またはその結果にかかる両社の計画及び予想を反映した「将来予想に関する記述」に該当する情報が記載されています。本資料における記述のうち、過去又は現在の事実に関するもの以外は、かかる将来予想に関する記述に該当します。これらの将来予想に関する記述は、現在入手可能な情報に鑑みてなされた両社の仮定及び判断に基づくものであり、これには既知又は未知のリスク及び不確実性並びにその他の要因が内在しています。かかるリスク、不確実性及びその他の要因は、かかる将来予想に関する記述に明示的又は黙示的に示される両社又は両社のうちいずれか一社(又は統合グループ)の将来における業績、経営結果、財務内容等に関してこれらと大幅に異なる結果をもたらす可能性があります。

両社は、本資料の日付後において、将来予想に関する記述を更新して公表する義務を負うものではありません。投資家の皆様におかれましては、今後の日本国内における公表及び米国証券取引委員会への届け出において両社(又は統合グループ)の行う開示をご参照ください。

なお、上記のリスク、不確実性及びその他の要因の例としては、次のものが挙げられますが、これらに限られるものではありません。

- (1) 日本国内外の経済情勢
- (2) 原油等の資源価格、為替相場の変動
- (3) 競合環境や大手顧客との関係性の変化を含む市場勢力図の変化
- (4) 借入金、社債等の金利の変動、その他の金融市場の変動
- (5) 有価証券等の保有資産(年金資産を含む)の変更
- (6) 事業活動に係る法令その他規制(環境規制を含む)の変更
- (7) 海外の主要市場における関税引き上げ、輸入規制等
- (8) 災害、事故等に起因する事業活動の停止、制約等
- (9) 本経営統合に係る正式契約が締結されないこと、本経営統合に係る契約に係る株主総会における承認を含む必要手続が履践されないこと と、その他の理由により経営統合が実施できないこと
- (10) 本経営統合に関する競争法上の関係当局の審査等の手続の遅延又はかかる競争法上の関係当局の承認その他の必要な承認等が得られないこと
- (11) 本経営統合後の統合グループにおいてシナジーや統合効果の実現に困難が伴い、又は実現できないこと